

## 第22回休眠預金等活用審議会 議事録

1. 日時：令和2年1月30日（木）13:59～14:45

2. 場所：合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員等） 高橋会長、程会長代理、秋野委員、梶川委員、野村委員、服部委員、  
牧野委員、山中委員

（御欠席： 萩原委員、宮本委員）

（内閣府等） 田和内閣府審議官、海老原休眠預金等活用担当室室長、  
松下休眠預金等活用担当室参事官、和瀬金融庁企画市場局調整室室長

（指定活用団体：一般財団法人日本民間公益活動連携機構）

柴田理事、鈴木事務局次長、大川総務部長

4. 議事：

（1）2020年度休眠預金等交付金活用推進基本計画（案）について

5. 議事概要：

○海老原休眠預金等活用担当室室長 それでは、定刻になりましたので、第22回「休眠預金等活用審議会」を開催させていただきます。

いつものお願いではございますけれども、会議の内容等につきましては、会議中にSNS等での発信はお控えいただきますようお願いいたします。

本日は、御都合により、萩原委員、宮本委員が御欠席でございます。

また、本日、JANPIAにも出席をいただいております。

1点、御報告でございますが、当審議会の参加規程に基づきまして、様式2というものがあるのですが、山中委員から様式2にて会長宛てに御申告がございましたので、お伝え申し上げます。

それでは、会長より、審議の進行をお願いいたします。

○高橋会長 それでは、議事に入らせていただきます。

資料につきまして、まず、事務局から御説明をいただいた後、意見交換としたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○松下参事官 本日は、2020年度の基本計画案について御議論いただきます。

基本計画は、休眠預金等活用法で、休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するために、毎年度定めること、基本計画を定めようとするときには審議会の意見を聞かなければならないことを定めており、その2020年度の基本計画案を資料1としてお配りしてございます。

本日の御意見を踏まえまして、所要の調整を経て、基本計画が決定されましたら、計画に即して、JANPIAが2020年度の事業計画案と収支予算案を策定して、3月にはその案について審議会で御意見を伺うということを予定してございます。

以下、2020年度基本計画案、資料1の内容を御説明いたします。

資料1で、ポイントになる箇所を下線を付してございます。

まず、「1. 休眠預金等交付金の額の見通しについて」、2020年度は本制度交付金の交付が始まって2か年目となることを踏まえまして、下線部ですけれども、引き続き、制度運用の基礎的な仕組みをしっかりと構築することが重要であること、このため、2020年度採択事業の助成総額の目安は、2019年度採択事業の助成総額は29.8億円ですけれども、それを下回らない規模、かつ、立法当時の議論を踏まえまして40億円以下とすることとしてございます。

次のページですけれども、「2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標について」は、2019年度の基本計画と同様に、基本方針で定める2つの目標、社会の諸課題の解決と自律的・持続的な仕組みの構築を図ることに必要な制度運用の基盤を整えること、具体事例の創出を目指すことを定めております。

「3. 民間公益活動促進業務について」は、基本方針で示す、「(1) 基本的業務」について基礎を適切に構築すること、また、「(2) 業務の充実に向けて期待される業務」についても、可能なものから実施に取り組むこと。2パラ目、「なお」というところにスケジュールを示してございますけれども、スケジュールを事前に明らかにして進めることと、2019年度の資金分配団体の選定結果を踏まえ、制度の意義や内容、公募等の十分な周知を行うことを記しております。3パラ目、「2020年度において」というところですが、第1文目は、2019年度の基本計画と同様に、基本方針に即して指定活用団体の行う資金提供は、資金分配団体への助成のみとすることを定めてございます。次の下線部のところですが、前回の審議会での御意見等も踏まえまして、この計画では休眠預金を活用した貸付けや出資の在り方等について、必要な調査に着手するといったしました。

次の「4. 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定に係る基準及び手続について」は、2ページ目の最後の行ですけれども、2019年度の選定に係る手続等を踏まえ、適切に改善を図ること。3ページ目に移りまして、下線部ですけれども、基本方針に即して「休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組み」の検討を進めるとしてございます。

「5. 成果に係る評価の基準及び公表について」は、基本方針に即して、JANPIAが昨年7月に公表した評価指針に基づいて、資金分配団体・実行団体において成果評価が適切に実施されるように対応すること。これらは自己評価を基本とするのですけれども、第三者評価や外部評価について、その対象や費用負担の在り方等について明確化すること。2パラ目ですけれども、指定活用団体が行う総合的な評価の在り方について、審議会での議論を含め、検討を進めるということを記してございます。

「6. その他」の(1)ですけれども、指定活用団体が指定の際に付された条件を脚注に記してございますけれども、引き続き適確に対応するものとする。(2)ですけれども、下線部では、指定活用団体は、その組織運営に関し、事務局の肥大化の抑制に努めると同時に、より効果的な業務運営を目指し、プログラムオフィサーや非営利団体出身の役員等の拡充に向けて取り組み、その所要の経費を収支予算に計上するとしております。現在、JANPIAでは、5～6名のプログラムオフィサーを中心に、2019年度に採択された資金分配団体22団体の伴走支援や、2019年度の資金分配団体としては選ばれなかったところでも次を目指したいという団体のフォローをしていると伺っておりますが、既にかなり厳しい勤務の実態にあるとも伺っております。2020年度にはまた新たな資金分配団体を選定してもらうことになっていくわけですが、それに必要な体制の拡充ということを所要の対応を記述してございます。もう一点、JANPIAが創設されてから今年の夏で2年になると思いますけれども、役員改選の時期が到来することを聞いております。非営利団体出身の方も拡充すべきではといった見方もあるということで、下線部のように記してございます。

2020年度の基本計画の案は、以上でございます。

続けて、資料2に新旧対照表の形で1枚お配りしてございます。こちらは、2019年度の基本計画なのですが、1点、引用条項の誤りを見つけまして、大変申しわけございません。お詫びを申し上げますとともに訂正の手続を進めさせていただきますことを御報告いたします。

以上が資料1と2の説明なのですが、最後に、1点、補足をさせていただきます。

一昨日に、休眠預金活用推進議員連盟、議連の総会が開催されまして、この基本計画について意見をいただきました。特に出資と貸付けについて、次のような御意見がございました。例えば、5年後見直しを考えると、全体はシンプルでわかりやすく、疑いの目を持って見られないようにすることが大事だと。立法時の議論の苦勞を考えると、貸付け・出資はちょっと先のことだ、慎重にスタートをすべきだ、出資や貸付けもありだと思っておりますけれども、5年後見直しを考えると、助成だけでも問題が起きればたかたかになるので、一呼吸を入れたほうがよいという御意見。JANPIAは現場で相当な負荷がある、出資や貸付けの議論はしたほうがよいとは思いますが、JANPIAは今の事業に専念すべきだという御意見。あるいは、個人的には出資・貸付けを含めて検討いただくことは今からやっていただいてもよいのではと思う。出資等で休眠預金を使いたいという団体の希望を踏まえるのも重要だと。ただ、助成もまだやっていない。ここがうまくいかないと本末転倒になるので、そのバランスが重要だといった御意見が示されました。

以上が、私からの説明です。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に入りたいと思いますけれども、御発言をされる場合には、御自身の名札を立てていただけましたら、私から順に指名させていただきたいと思っております。

山中委員、お願いします。

○山中委員 ありがとうございます。

何点かございまして、短い時間で発言できるように、あらかじめ、資料3、プレゼンテーション資料を用意してまいりましたので、こちらをご覧ください幸いです。

1点目は、まさに今、松下参事官がおっしゃった出資・貸付けについてのポイントです。基本計画案の中では、2020年度に調査を開始する、調査に着手するという表現になっていたかと思いますが、この点は、私はもう少し踏み込んだ書き方をしたほうがいいのではないかと考えています。お配りした資料の2ページ目に、過去の経緯が載っております。皆さんも御存じのとおり、資金分配団体からは助成も貸付けも可能であるという前提で公募がされています。それに基づいて、次のページにございまして、1団体が実際に選定されている。その後ルールをつくり始めたものですから、そこの団体に待ってもらっているという状況かと思っております。ですので、余り長く待たせるわけにもいきませんので、私の提案としましては、4ページ目にありますとおり、「必要な調査に着手する」ことだけにとどめず、具体的なルールの策定と事例創出まで踏み込んだ方がいいのではないかと考えています。具体的には、審議会または審議会の専門部会を設けることで検討し、6月ぐらいまでにはルールを決めるのがよいのではないかと考えています。つい先ほど松下参事官から議連の方の御意見を教えていただきまして、貸付け・出資はもうちょっと先のほうにしたほうがいいのではないかと御意見もあることを伺いました。ただ、その前提として貸付けや出資が助成よりもリスクであるという前提があるように思いまして、必ずしもそうではないというところを、めくっていただいたところに参考資料として助成・貸付け・出資の違いという形でまとめてありますので、御参照いただければ幸いです。そこは飛ばしまして、ほかの論点について簡単に申し上げたいと思います。

8ページ目のところですね。「基本計画」に入れることを御提案します。3点、あります。1点目は、より簡素で明確なルールをつくる。2点目は、資金分配団体及び実行団体の業務負担が過大にならないように留意するという点です。以前も審議会で確か野村委員が過剰コンプライアンスは避けたほうがいいということをおっしゃっていたかと思いますが、余りペーパーワークが膨大にならないようにしたほうがいいと考えています。3点目は、PR活動ですね。1枚めくったところにデータが張ってありますが、認知をもっと上げる必要があるだろうと考え、この3点目を加えさせていただきました。

以上、4点なのですが、一言で言いますと、この制度の担い手の輪がもっと広がるようにする必要があるという趣旨で発言をさせていただきました。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

○牧野委員 議連でも出資・貸付けの議論は慎重にということ、こういった形にまとめられたということは、私はそういうことをまずはしっかりと調査するという事ではない

かと思っております。

JANPIAに体制ができていないかということでも前回もちょっと議論させていただいたところだと思うのですが、今の助成でかなり工数が割かれているといったお話でありましたので、しっかりとその体制を整えていただくことが必要だと思いますし、まずは助成の部分で実績をしっかりと出していただいて、その間に議連が言っているような慎重な部分について調査を進めるということが基本的な考え方かなと、そんなふうに考えるところです。山中先生からもお話があったように、もちろんいろいろと議論はこれからもしていくことが大事だと思いますが、実際に実務を預かるのはJANPIAの皆さん方ですので、JANPIAの皆さん方の体制をしっかりと取りながらやっていくことが間違いのない方向ではないかと私は思います。

○高橋会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

野村委員、どうぞ。

○野村委員 ありがとうございます。

助成・貸付け・出資に関して、ただいま、山中先生から大変わかりやすい資料をいただきました。考え方としては、ここに整理されておりますように、リスクという観点から見れば、確かに助成は戻ってきませんので、これが一番リスクが高い。それに対して、むしろ貸付けや出資のほうが戻ってくる可能性もあって、場合によってはリターンが大きくなるという点があるので、それはむしろ積極的に検討すべきではないかという御示唆をいただいたわけで、それは確かにそのとおりだと思います。ただ逆に言いますと、戻ってくるのだから、助成では出せないけれども出資なら出しましょうという出し方が起こる可能性はあるわけで、要するに、助成だと絶対に戻ってこないから出せないのだけれども出資だったら出せるのではないかという発想がもしあるのだとすると、結局、違った目線で事業を選別していかなければいけないですし、本当にリターンがあるのかどうかを吟味したり、あるいは、モニタリングをしなければいけないという負荷がかかるという点を考えると、助成との性質の違いを踏まえた議論の必要性はあるのではないかと思います。もちろん山中先生もそういうことを前提に議論をするという点では共通の御理解だとは思っておりますが、その点で少し議論の必要性はある。リスクという点で比べればリスクフリーな部分もあるかもしれませんが、そうだから検討は不要という意味ではなく、そうだからこそ、むしろ検討しなければいけないという面もあるのだと考えます。

それに加えて、前回、私が申し上げたのですけれども、この際、この休眠預金というお金は、ある意味では、今までにこの世の中になかったお金ですので、これを使って価値創造をしていくというチャレンジングなものが必要だと考える点からいけば、既存の助成・貸付け・出資という区分けではなくて、貸付けや出資においても、チャレンジングなというか、新しい在り方、そういう社会の共通課題を解決していくためにお金を出すときの出し方について、もうちょっと創意工夫というか、新しいものを開発していくことも必要か

と思いますので、そういう点での研究調査も是非加えていただきたい。そうだとすると、単にモニタリングの仕方あるいは出し方だけではなくて、その新しいチャレンジという点でももう少し時間をかけて検討すべき必要性もあるのかなとは思った次第でございます。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

程代理、お願いします。

○程会長代理 今回の流れの議論で、一つは、今年が初年度でこれから2年目になるということで、ある意味では壮大な社会実験とうたっており、また新しいことなので非常に負荷がJANPIAにかかっている。一つは体制の問題がある。

もう一つは、論点として、そもそも、この助成・貸付け・出資の性格上、どちらがリスクなのかという、これはもともといろいろな原点があると思いますが、野村委員がおっしゃったように、ソーシャルインパクトをどのように測っていくかというのは確かに一度回してみないとわからない部分があるので、それに対して貸付けや出資がどういうプラス・マイナスになるのか、そここのところも是非調査に入れていただきたい。

体制ができていないからできないのだというのは逆であって、法律に書いてあるわけですから、こういうものを本当に導入していくに当たって、しっかりと議論と調査をしていただいて、ある程度スタンスをつくった上で、それを実行するにはこういった体制が必要だということを持ってきていただければと。現実的に今は本当に初年度で回すだけでも大変だと思いますので、2年目、3年目、どの段階で実際に資金がそちらに流れていくか定かではないですが、是非その辺を今年1年はしっかりと議論していきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。

服部委員、どうぞ。

○服部委員 おおむね同じような意見なのですけれども、非営利やソーシャルビジネスに対する助成は、これまで比較的長く行われてきましたので、いろいろな実績も成果もある程度承知している人たちは少なからずいるかなと思っています。一方で、NPOに対する貸付けといったことも、NPOバンクが長い年月をかけてやってきて、それなりの実績と問題点については把握しているのではないかなと思っています。さらに、海外に行けば、昔、私がシンポジウムをやったときもそうなのですが、こういったノンプロフィットに貸付けをするとかといったことに対しては、容易に事例を見つけ出すことができる分野ではあります。

ですので、今回、何がチャレンジングで、今、どのようなことが期待されているのかといったことを整理しない限りは、それぞれのイメージで、あれは難しそうだ、あれはリスクだみたいな議論になってしまうと、せっかくのチャンスを逃しかねないと思っています。材料がないと、これはすぐゴーですねとか、1年後ですねと切ることも難しいと思っています。このように調査に着手すると書いていただいたのはありがたいなと思っていますので、是非あまり時を置かずに適切な調査結果を私どもや社会に知らせていただければ大変

いいなと思いました。

○高橋会長 ありがとうございます。

ほかには御意見はございますでしょうか。

梶川委員、どうぞ。

○梶川委員 今、論点がこの助成・貸付け・出資の検討・調査と書き起こせばということで、私の意見としましては、これは基本的にはそもそも資金に持たせる意味に違いがあるわけで、実行団体の評価をどのように想定するかという前提があった上での議論だとは思っています。

結局、行われる行為自身をどう評価するかによってどの資金調達手段が効果的かということを考えないとなかなか難しい部分であって、貸付けは、一時資金繰りをもたせるという話なのか、拡大的な行為に対する時間軸を想定するのかということでもまた違ってきますし、その場合には、リターンというもの、一定の対価性がある仕事の意味が、ただの助成の話とは違ってくるのではないか。

出資の場合には、完全にそこのリターンとコストというもののなのですが、そのケースではその行為自身が今度は逆にパブリックなサービスとしてどういう意味を持つかをどう評価していくかという形になるので、事業の採算性みたいな評価とサービス提供の評価等をどういうふうに考えていくか。

官がおやりのこういうポエムもそうなのですが、時には採算と言ひ、時にはパブリックなのだと言ひ、非常にどこでもこの話は非常に難しい議論になりますので、そういった前例、知見も集約の上で、それほどの規模ではないかもしれませんが、新たな民間の知恵でこういう行為を行うときの物の考え方は慎重に整理していくし、逆に言えば、非常に重要なテーマなのではないかという気はしております。

○高橋会長 ありがとうございます。

秋野委員、どうぞ。

○秋野委員 前回のこの審議会でも申し上げたのですけれども、私は、非営利団体の貸付けだったり、出資だったり、事業の具体的な事例が不勉強なものですから、非常に判断しにくい。先ほど服部先生がおっしゃったとおり、いろいろな諸外国、国内における事例を勉強していく中で原理原則みたいなものを見つけ出していくという調査を進めていくことが一番いいのかなと思っております。

ただ、1点、気になりますのは、山中先生の資料を拝見しますと、2/2ページというところに11月に出資を計画する1団体が選定されているという記載がございまして、これについて、今はどのようなステータスになっているのか、ここは選定を取り消すのか、それともこのまま出資を前提とした中で助成をしていくのか、この辺については何らかの整理が必要なのだろうなという思いは持っております。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

今の1団体について、どうぞ。

○柴田理事 前回もお話し申し上げましたけれども、今、1団体、選定しようということで、準備をどんどん詰めているところなのですが、その団体が本当は出資を是非やりたいということを行っています。我々はよく意思疎通はかるように意見交換もしていますが、基本的にはそう言っています。その団体が出資をすることについては、結構関心がある団体があるようでございまして、幾つぐらいあるのですかと聞いたら、25ぐらい引き合いがあると。それは程度の差もあると思いますけれども、そういうようなことも聞いているということで、出資について、何とかならないかな、してほしいなという動きがあるということは、その1団体を通じて何となく見えている気はしております。

その団体はどうするかということなのですが、今のところ、その団体は、貸付け・出資のルールが決まっていませんから、差し当たりは助成という形でスタートをする、ルールが決まった段階で出資にも手をつけていくという考えではいるようであります。ですから、差し当たりは助成でまずはスタートをして、ルールが決まったらということなのですが、このルールがいつごろ決まるのですかという話を聞かれまして、現在はこういう状況ですから、そこのところは私どももなかなか確定的な返事ができないわけですので、現実にはその団体とのやり取りの中では、今、そんなことが問題になっているということでございます。

前回も申し上げましたが、募集をしたのは私どもでありまして、私の責任でもあるわけですが、気持ちとしては、そういう動きや希望があるわけでありまして、できるだけ早くそのルールを整理できて動き出すことがいいのかなと私は思っておりますけれども、今の状況を含めて、私の考えも含めて、申し上げたところでございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

野村委員、どうぞ。

○野村委員 今のことを受けて、結局、まず、決めなければいけないのは、今日山中委員から出ているペーパーでは、御提案に具体的に検討する場所と期限が書かれていると思うのですね。私は、期限はなかなかすぐに区切りにくいところはあるとは思いますが、結局、これを誰が検討するのかということについてはしっかり考えたほうがいいとは思っているのです。JANPIAさんが考えることもあるかもしれませんが、これは制度的な問題ですから、制度を検討するという意味では、この審議会あるいはこの審議会のもとにワーキング・グループなり何なりをつくるなり、審議の仕方をきちんと決めないと無責任になってしまうのではないかと気がしました。

出資の話なのですが、先ほどチャレンジングなど申し上げましたが、私は会社法が専門なのですが、株式会社で、昔、株式といいますと必ず定期的に配当するものが株式の本質だとずっと言われてきたのですが、現在の会社法の条文では、残余財産分配



請求権か利益配当請求権かのいずれかを提供すれば営利性は満たされることになっていきます。そうだとすると、例えば、出資といっても、お金を出しても、定期的に配当を求めるといものではなくて、最後にたまったお金をみんなで分けるということが定款に書かれていれば、それは株式会社としては成立し得ることが現状なのですね。

これは、昔は中間法人法というものがあまして、中間法人という形で認められていた出資方法です。平成17年に会社法が制定される前までは、株式会社としては定期的に利益配当することが本質だったので、それは中間法人という位置付けになっていたのですけれども、現行法では、それを株式会社法で引き取る形になっていまして、営利性の最低条件は剰余金の分配か残余財産分配のいずれかをするようになっていまして、そういう意味では、出資も随分違ったイメージになっているのですね。

そうすると、ソーシャルビジネスなどをやるときの出資の仕方は、工夫の仕方によっていろいろな形があり得る。要するに、これは株式の種類になるわけですが、あるいは、非公開会社の形になりますので、そうしますと、属人的定めというものが会社法第109条第2項のところにあるのですが、その属人的定めをうまく使うことによって、通常の株式の種類とは異なるユニークな出資方法を幾らでもアレンジすることができることになっていて、本当は工夫はすごくしやすいのですね。

だからこそ研究しなければいけないので、事例がほとんどないものですから、研究の余地はたくさんある。そうすると、先ほど山中先生のおっしゃったようなタイプの出資ではないものも出資というカテゴリーの中に入ってくるので、検討する余地はたくさんあるのではないかとはいっているのです。だからこそ、こういう機会に、世の中に新しい出資の仕方を生み出して行って、それがソーシャルビジネスを促す方策になるということであれば、これは休眠預金を有効活用したことになるのではないかと、そんなことを思っております。

○高橋会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

よろしゅうございますか。

今日は、山中委員からの調査に着手という文言からもう少し踏み込んではいかがかという御意見に対して、さまざまな御意見をいただきました。

整理するわけではないですが、そもそも助成、貸付け、出資に関わらず、リスクをどう考えていくのか、評価尺度みたいなものがいろいろ変わりつつあるのではないかと御意見。ある程度実績を積んでいく中で評価を積み上げながら、そこからさらに議論していくべきではないか。ソーシャルビジネスと総称していいかどうかわかりませんが、さまざまなNPOといった主体が活動していく中で、そこに対するファイナンスの在り方みたいなことも考えなくてはいけない。既にそういう部分について蓄積のある部分もあるだろうし、ないものもあるだろう、といったご意見でした。何よりも、休眠預金のこの審議会が、野村委員の御意見をかりれば、価値創造につなげていくことが非常に大事だと思うの

で、決して議論を引き延ばすということではなく、本当に調査に着手する必要があると思います。どういう形でどういうスタンスで議論をするかということからまずは検討していかなくてはいけないと思いますので、事務局とも相談させていただいて、議論させていただきたいと思います。場合によってはこの審議会を超えるような議論もあるかと思いますが、そこも逃げずに議論しないといけないと思います。

ほかにも御提案いただいている事項がありますが、私が拝見したところ、ここはJANPIAさんで対応していただける部分ではないかとも思うのですが、今日の御議論の中で、先ほどちょっとお話しいただきましたけれども、JANPIA側から何か追加で御意見があればお伺いしたいと思います。例えば、8ページ、③のPR活動などをやらなくてはというのは是非とも検討いただきたいと思いますし、②はこの審議会の議論をしなくてはいけない部分かなと思いますけれども、追加で何かございますか。

○大川総務部長 ありがとうございます。

まさに広報活動や、山中先生から御指摘のある、例えば、資金分配団体があらわれなかった地域といった課題といったところも踏まえて、事業計画は、今、準備を始めておりますけれども、さまざまな形の広報活動、例えば、資金分配団体の公募の説明会の開催頻度や開催する場所といったものを増やしていくといった対応も進めてまいりますし、また、広報という視点で、この資料の9ページにも、新聞等々のマスコミへの露出度というか、そのあたりにつきましても、ファクトというか、データをお示しいただいておりますけれども、しっかりと私どもみずから情報発信をしていくというスタンスで、積極的にこれは展開してまいりたいと思っております。

以上であります。

○高橋会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○柴田理事 補足しますと、いろいろと、今度の資金分配団体を選定する、資金提供契約を結ぶというときに、この休眠預金の制度の考え方に沿って私どもは資金提供契約の条文を考えてみたのですが、受け手の資金分配団体の皆さんは、従来の助成に慣れているというところもありますので、新しい考え方が必ずしも十分に浸透していないところがあるのではないかと。その辺のギャップがいろいろと調整に手間取ったところでもあるかなと。もちろん私どものやり方がちょっと乱暴だったところもありますので、これは前回説明申し上げたとおりでありますけれども、そういうことです。

制度の趣旨などは、この基本計画の中でも今までの選定結果を踏まえて制度の意義や内容を公募について十分な周知を行うとなっておりますが、私どもは、場合によっては内閣府がやられるのであれば一緒にやるとか、そういうことも含めてやり方を考えていきたいなと。制度のことをわかってもらわないと、こういうふうに契約を結ぶのですよというところがなかなかすとんと落ちないところがあるものですから、そんなことに十分に注意して2020年度は運営していきたいと思っております。

○高橋会長 ありがとうございます。

どうぞ、服部委員。

○服部委員 違う話でもいいのですか。貸付け以外の話でもよろしいですか。

○高橋会長 どうぞ。

○服部委員 基本計画の話をしてもいいのですよね。気になっているのは3ページの4番のアンダーラインを引いていただいたところなのですけれども、休眠預金の資金に依存した団体を生まないための仕組みについて検討を進めるところなのですね。これは、いろいろな話の中で最も難しいと思っているところなのです。ずっとこの論点はあって議論してきたところだと思うのですが、このあたりのところを、アイデアだけではなくて、何か根拠を持ったアイデアを恐らく出していただけるのだと思うのですけれども、そのあたりを期待する。これは多分次回あたりに出てくるのだと思うのですが、そこを慎重に御議論いただいて事業計画に反映していただいた方がよろしいのではないかと思います。

実装がものすごく難しいということがこれまでずっと言われてきたことなのですが、それをどのようにしていくのがいいのか、お金の部分なのか、プログラムオフィサーのやり方なのか、そういったところでは意見が分かれるところだと思いますので、御議論の上、持ってきていただけると、大変ありがたいと思います。

○高橋会長 ここは、文字通り、検討次第と思ったところでは。

JANPIA側はいかがですか。

○柴田理事 例えば、資金分配団体なり実行団体に、要するに、助成が終わった後ちゃんと自立していただくように、自己財源を確保してくださいと。具体的には、2割という数字を示して確保してくださいと。ただ、2割といっても、いきなりだと大変ですから、難しい場合には、最終年度、3年目には2割は確保してください、最初は2割でなくてもいいのですけれどもという形でスタートをしてみました。資金分配団体については、なかなか自己資金を集めるということについて難しい団体も結構あるようですので、こういうコントロール自体がちょっときついのではないかというお話を随分伺っております。

我々が決めた基準というか、考え方をどのぐらい実現しているのかということで見ますと、22団体を選定したのですけれども、そのうち3年間全部を20%は自分でお金を集めますというものは2団体だけだったのですね。2団体も、ある程度、自分たちで財源を確保できる団体なわけです。それ以外でいいますと、3年目には20%を達成するのですけれども、1～2年度は、10%とか、その途中は行くけれども、20%は行かないという団体が11団体。1～2年度目は自己資金なし、3年度目になって初めて20%を確保しますというものが9団体。これは全部資金計画上の話でありますから、これからそのとおりになっているかどうかということを見ていかなければいけないと思います。

計画上は、今、申し上げたような形になってはいますが、実際にこれがそうなるかどうかということフォローしていかなければいけないかなど。その辺を見ながら、この辺の自立はしていただきたい、お金もできれば用意していただきたいけれども、どうい

考え方でそういうふうにしていくのかということ、特に資金分配団体については少し様子を見ながら考えなければいけないかなど。今、そんなふうな考え方を持っております。

とりあえず今あるもので申し上げますと、そんなことでございます。

○服部委員 大変貴重な御意見で大事なことだと思っておりますが、それは一つ方法論としてあると思うのですけれども、結局、個々の仕組みはお金の部分だけの話ではないと思っております、3年はとても短いので、現実問題、その団体が自立することは難しいことは承知しております。だからこそ、社会に先ほどからの価値創造という話につながってくるのだと思うのですが、これをどう応援していくのか、これ以外のお金をどう生み出していくのかということが仕組みになってくると思っておりますので、これはみんなで一致団結して考えなければいけないことだとは思っておりますので、そのあたりの意見といいたしめようか、そこを留意しないと、この20%、30%というものも大事ですけれども、それ以上に全体的に考えていく話ではないかと思っております。

○高橋会長 そこは審議会とJANPIAと一緒に考えていけないうと思っております。ありがとうございます。

牧野委員、どうぞ。

○牧野委員 最後のところの事務局の肥大化の話とそうはいってもというところのバランスは、一番難しいところですね。先ほど会長代理からも体制の話が出ましたけれども、現実問題として、何をもって事務局の肥大化というのか、何をもって今の与えられた任務を果たせる体制というのかというのは、審議会のレベルでそのところを全部見ることは多分無理だと私は思います。そこはきちんとJANPIAでこのところをちゃんとやっていくためにはこれだけの体制が要るのだからということの説明し切ってもらわなければならないと思っております。

特に先ほどから出ているようにさまざまな手法を使ってということになればなるほどこういう分野における伴走支援の役割は非常に大きくなるわけですから、システムチックにこういうふうにやればこういうふうに貸付けができるみたいな感じには絶対にならないと思っております。そうすると、どういう体制をとっていけばそういうことができるのかも含めて、これは実務的な話なので、私はJANPIAの中でしっかりと考えて、こういったやり方でやっていきたいのですということの結果を出していただければと思います。

そのところは、是非情報を共有させていただきたいと思っております。

○高橋会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、これまでで締めさせていただきます。

終了前に、事務局から発言をお願いできますか。

○海老原休眠預金等活用担当室室長 それでは、冒頭、事務局から申し上げましたように、基本計画につきましては、総理大臣決定することとなりますので、本日いただきました御

意見も踏まえまして早急に関係方面との調整を進めてまいりたいと考えております。

JANPIAには、基本計画に即した形で、2020年度、新年度の事業計画案・収支予算案を策定いただきまして、法令上、2月末までに内閣府に提出いただくことになっておりますので、準備をよろしくお願いしたいと思っております。

その後であります、各委員の皆様には、3月11日にお時間を頂戴してございまして、改めて、お忙しい中、時間を確保していただき本当に感謝を申し上げたいと思っておりますが、次回の審議会でJANPIAの事業計画案・収支予算案について御意見をいただきたいと思っておりますので、年度末、御多用でございまして、よろしくお願いしたいと思っております。

私からは、以上であります。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、これにて本日の議事を全て終了いたします。

ありがとうございました。